



介護老人福祉施設 かなしゅうず園 利用料金表

〒513-0821 三重県鈴鹿市地子町字金生水814-30

(事業所番号 2470300308)

TEL: 059-383-0955

利用者負担額(月額) ※令和1年10月1日～適用

単位:円

要介護度	サービス利用料 (1割負担額)		食費	居住費	基本合計 (第4段階の方)	第1段階の方 食費:9000円 居住費:0円	第2段階の方 食費:11,700円 居住費:11,100円	第3段階の方 食費:19,500 居住費:11,100円
	一日当たり	1ヶ月当たり						
1	747	22,410	51,000	25,650	99,060	31,410	45,210	53,010
2	824	24,720	51,000	25,650	101,370	33,720	47,520	55,320
3	904	27,120	51,000	25,650	103,770	36,120	49,920	57,720
4	982	29,460	51,000	25,650	106,110	38,460	52,260	60,060
5	1058	31,740	51,000	25,650	108,390	40,740	54,540	62,340

※サービス利用料には各種加算(体制加算等)が含まれています。

※1ヶ月は30日で計算しています。

※利用される方の所得に応じて負担割合が変わります(表記は1割負担の料金です)。

加算サービス各種内訳

※色分け部は選択者のみ

サービス内容略称(算定項目)	単位数	備考
日常生活継続支援加算	36(日)	日常生活が継続できるよう支援する体制を整えている際に算定可能
看護体制加算 (I)	4(日)	指定されている看護員に加えて必要数配置した場合、その他夜間緊急体制等を整備した事業所が算定
看護体制加算 (II)	8(日)	
夜勤職員配置加算 (III)	16(日)	夜間帯に指定されている人員配置を上回った際に算定
精神科医療養指導加算	5(日)	2回/月以上精神科の医師による訪問診療を受けている際に算定
栄養マネジメント加算	14(日)	管理栄養士により個別の栄養計画立案、栄養改善等の支援を実施した際に算定
口腔衛生管理体制加算	30(月)	歯科医師若しくは歯科衛生士が、介護職員に対して技術的指導、助言等を実施している場合算定
個別機能訓練加算	12(日)	機能訓練指導員等が個々の状態に合わせ計画を作成、計画に基づいて機能訓練を実施した際に算定
地域加算 (6級)	10.27円	—
介護職員処遇改善加算 (I)	0.083掛け	介護職員に対して事業者が必要な処遇改善を実施した際に算定
介護職員等特定処遇改善加算	0.027掛け	
初期加算	30(日)	入所日から30日以内の期間、1ヶ月以上の入院後の再入所も同様に算定
外泊時費用	246(日)	入院及び外泊された場合。(6日/月を限度として)
若年性認知症受入加算	120(日)	若年性認知症の方を受け入れた場合に算定(65歳以下の方)
退所前連携加算	500(日)	入所者が在宅サービス移行により、居宅介護支援事業者と連携した場合算定(1回限り)
経口移行加算	28(日)	経管栄養者に経口での摂取/嚥下機能を踏まえた経口移行支援をおこなった場合算定(180日以内の期間)
経口維持加算 (I)	400(月)	摂取機能障害を有している方の経口維持計画を作成している場合算定(180日以内の期間)
経口維持加算 (II)	100(月)	経口による食事摂取を継続出来るよう観察/会議等に歯科衛生士が加わった際に算定
低栄養リスク改善加算	300(月)	低栄養リスクが高い方に対し、多職種にて低栄養改善の取組みを行った際に算定
再入所時栄養連携加算	400(月)	入院前と大きく異なる栄養管理が必要となった場合、管理栄養士が栄養食事指導に同席し、医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケアの原案を作成し、再入所した場合に算定
口腔衛生管理加算	90(月)	歯科医師若しくは歯科衛生士による定期的な訪問、口腔内状態把握等を行い利用者の口腔状態を維持改善を図る支援を行っている場合に算定
療養食加算	6(回)	管理栄養士が個別に適切な栄養量及び内容の食事提供の管理をしている場合算定
看取り介護加算 1	144(日)	死亡日以前4日～30日
看取り介護加算 2	780(日)	死亡日以前日～前々日
看取り介護加算 3	1580(日)	死亡日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200(日)	医師が認知症状の行動にて在宅では困難と認められた際に緊急に入所する場合算定。(7日間を限度とする)
配置医師緊急時対応加算 1	650(回)	配置医師が施設の求めに応じ早朝・夜間に施設に訪問し入所者の診察を行った際に算定
配置医師緊急時対応加算 2	1300(回)	配置医師が施設の求めに応じ深夜に施設に訪問し入所者の診察を行った際に算定
生活機能向上連携加算	100(月)	外部のリハビリテーション専門職等と連携し共同でアセスメントを行い、計画を作成。他職種が協働して計画に基づき計画的に機能訓練を実施した際に算定
褥瘡マネジメント加算	10(月)	褥瘡発生を予防するため、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した際に算定
排せつ支援加算	100(月)	排せつに介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援をした際に算定

利用負担段階について ※市町村に必要書類を提示

第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、合計所得金額・課税年金収入が80万円以下の方
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階が第1・2段階以外の方
第4段階	上記以外の方

(※課税年金収入が80万超266万未満の方等)

その他の負担減免制度について ※市町村に必要書類を提示

社会福祉法人による利用者負担減免制度	低所得者への支援の一環として実施。対象者は利用者負担金額分が1/4(若しくは1/2)となる
高額介護サービス費について	介護サービス受給に際して自己負担分が高額になった場合、市町村が認めた方に対して補助が行われる制度です。